

令和7年3月に法学研究科（法科大学院を含む）を修了する方は、以下の方法により学生証を返却してください。

＜ICカード学生証に生協組合員証機能を有していない学生＞

学位記と引き換えに、法学研究科学事担当へ学生証を返却してください。

＜ICカード学生証に生協組合員証機能を有している学生＞

（1）修了後、引き続き本学に在学しない場合

学位記授与式前までに組合員の脱退手続きを行い、学位記授与式当日に、学位記と引き換えに、法学研究科学事担当へ学生証を返却してください。

※学位記授与式後も北大生協を利用する場合は、脱退手続き後に必ず法学研究科学事担当へ学生証を返却してください。

脱退手順方法

- 北大生協 Web ページ内、「脱退手続きフォーム」によるオンライン手続き（留学生は除く）
- 留学生の皆様は、2月3日（月）以降、下記窓口にて手続き

（2）修了後、引き続き本学に在学する場合

①非正規生（研究生等）で大学に残る場合

正規学生から非正規生に身分変更となるため、学位記授与式前までに変更手続きを行い、学位記を受け取り次第、法学研究科学事担当へ学生証を返却してください。

学生証返却後は、大学生協アプリにて電子決済を利用してください。

※学位記授与後も変更手続きを行っていない場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

旧学生証は、変更手続き後に必ず法学研究科学事担当へ返却してください。

②引き続き本学修士課程及び博士後期課程に進学する場合

修了後も、新学生証が配付されるまでは、「北大生協組合員証」として利用できます。

組合員の所属変更手続きを行い、新しい学生証を受け取り次第、旧学生証を速やかに法学研究科学事担当へ返却してください。

※学位記授与式後も入退室等で学生証を使用する場合は、使用後、法学研究科学事担当へ返却してください。

変更手順方法

- 北大生協 Web ページ内、「変更連絡オンラインフォーム」によるオンライン手続き または
- 大学生協アプリ内「univcoop マイポータル」から自身で変更手続き

生協組合員の脱退および変更手順窓口・問い合わせ先

共済・組合員センター 〒060-0808 札幌市北区北8条西8丁目クラーク会館内

TEL011-726-0442 営業時間（平日） 10:00~17:00 または

北大生協水産学部店 〒041-0821 函館市港町3丁目1

TEL0138-41-3109 営業時間（平日） 11:00~13:30

詳細はこちら ⇒ <https://www.hokkaido-univcoop.jp/hokudai/graduation/dattai.html>



令和7年2月6日
法学研究科 学事担当

退学時における学生証の返却について

退学に際して、以下の方法により学生証を返却してください。

< ICカード学生証に生協組合員証機能を有していない学生 >

- ① 学生証は、退学願提出の際に回収しますので、必ず持参してください。
- ② 帰省先等の遠隔地から、郵送により退学願を提出する場合は、学生証も必ず同封の上、法学研究科学事担当へ返却してください。
- ③ 退学予定日まで学生証を使用する予定がある場合は、その旨を法学研究科学事担当へ申し出の上、使用後速やかに法学研究科学事担当へ返却してください。

< ICカード学生証に生協組合員証機能を有している学生 >

- ① 法学研究科で退学手続き後に、組合員の脱退手続きが必要です。脱退手続き完了後、法学研究科学事担当へ学生証を返却してください。

脱退手続き方法

・2月3日（月）以降、下記窓口にて手続き

- ② 帰省先等の遠隔地から、郵送により退学願を送付する場合は、学生証も必ず同封の上、法学研究科学事担当へ返却してください。なお、北大生協の脱退手続等については、直接北大生協にお問い合わせください。
- ③ 退学年月日まで学生証を使用する場合、その旨を法学研究科学事担当へ申し出の上、使用後法学研究科学事担当へ返却してください。

生協組合員の脱退および変更手続窓口・問い合わせ先

共済・組合員センター 〒060-0808 札幌市北区北8条西8丁目クランク会館内

TEL011-726-0442 営業時間（平日） 10:00~17:00 または

北大生協水産学部店 〒041-0821 函館市港町3丁目1

TEL0138-41-3109 営業時間（平日） 11:00~13:30

詳細はこちら ⇒ <https://www.hokkaido-univcoop.jp/hokudai/graduation/dattai.html>



令和7年2月6日
法学研究科 学事担当